## 平成26年度 棚倉町上水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成26年度棚倉町上水道事業会計の 決算について審査した意見書を下記のとおり報告いたします。

## 1. 審査の期間

平成27年7月31日 1日間

## 2. 審査の方法

審査に付された決算書類が上水道事業の運営及び財政状態を適正に表示しているかど うかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等のほか、関係職員から事業内容を 聴取し、審査を実施した。

## 3. 意見

当年度における上水道事業会計は、本来の目的である企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように努められ、適正に経理されていると認められる。

年間総有収水量については、東日本大震災前では、81.19%であつた有収率が平成25年度末では、70.15%に低下したところである。

平成26年度漏水調査及び漏水修繕に取り組んだ結果、有収率は72.34%となり、前年度に比べ2.19%の増加となり、改善が図られたことは評価する。

今後も、漏水対策の改善強化のため、町民全体の通報協力体制の構築を図っていただきたい。

石綿セメント管更新事業については、上水道管路延長は130,205mで、このうち石綿セメント管は30,409mであつたが、平成26年度は736mの更新事業に取り組んだ結果、平成26年度末での更新延長は18,170m、更新率は59.75%となった。今後も、計画的に石綿セメント管更新事業を国の補助金等を活用し、事業推進を図っていただきたい。

水道料金の未収金については、引き続き積極的な臨戸訪問や給水停止処分の実施等を 行い、公正・公平な負担の確保に努め、経営の安定化により一層の努力をされるよう期 待するものである。

堀川ダム受水施設整備事業による多額の企業債の償還と減価償却の費用は、今後とも 経営を圧迫するものと懸念されるため、なお一層の企業努力を発揮され、安全で良質な 水道水の安定供給を維持されるよう努力願いたい。